



- (2) 広告主は、提出後に原稿の内容を修正する必要がある場合は、県と協議の上速やかにその作業を行うこと。
- (3) 広告主は、提出した原稿の内容に不備がある場合は、県の指示により速やかに修正すること。

### 3 業務基準

業務の遂行は、契約書及び仕様書に定めるもののほか、愛媛県給与等支給明細書広告掲載要領（平成18年1月6日制定）に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示により行う。

### 4 広告原稿作成の留意点

- (1) 必ず「広告」と明示すること。
- (2) 問い合わせ先の電話番号を掲載すること。※広告の内容により省略可。